

**サステナブル建築物等先導事業
(木造先導型)
募集要領**

【平成28年度第2回募集】

平成28年8月

目 次

1. 事業の概要	1
1. 1 事業の趣旨	
1. 2 公募する事業の種類	
2. 事業の内容	1
2. 1 事業の要件	
2. 2 対象事業者	
2. 3 補助金の額	
2. 4 審査に必要な書類	
2. 5 複数年度にまたがる事業に対する補助	
2. 6 留意事項	
3. 事業の実施方法	4
3. 1 手続き	
3. 2 審査	
3. 3 補助金の交付	
3. 4 事業中及び事業完了後の留意点	
4. 情報の取り扱い等について	7
4. 1 情報の公開・活用について	
4. 2 個人情報の利用目的	
5. 応募方法	7
5. 1 公募期間	
5. 2 問い合わせ先、資料の入手先、提出先	
5. 3 提出方法	
6. 提出書類	8
応募様式	10

1. 事業の概要

1. 1 事業の趣旨

サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）（以下、「本事業」という。）は、再生産可能な循環資源である木材を大量に使用する木造建築物等の先導的な整備事例について、構造・防火及び生産システムの面で先導的な設計・施工技術の普及と低炭素社会の実現に貢献することを目的にしております。

この観点から、本事業では、先導的な設計・施工技術が導入される一定規模以上の建築物の木造化・木質化を実現する事業計画（プロジェクト）の提案を公募し、そのうち上記の目的に合う優れた事業提案に対し、予算の範囲内において、国が当該事業の実施に要する費用の一部を補助します。

1. 2 公募する事業の種類

次の①又は②のいずれかであって、建築物における木造化・木質化の推進に向けたモデル性、先導性が高いプロジェクトとして選定されたものを補助の対象とします。

- ①建築物の木造化（以下「木造化」という。）
- ②建築物の内装・外装の木質化（以下「木質化」という。）

2. 事業の内容

2. 1 事業の要件

提案する内容に応じて、次の①から⑥までの全ての要件に該当するものであることが必要です。

- ①構造・防火面で先導性に優れた設計又は施工技術が導入される事業計画であること。
[評価にあたっての考え方]
 - 建築物の木造化・木質化を図るプロジェクトで、構造・防火面での先導性を有するリーディングプロジェクトを評価する。
(例)
 - ・ 先端性・先進性のある技術の導入や既往技術の新たな組合せによって木造化・木質化を実現するなど、木造化・木質化に係る設計・施工技術の建築物への適用、応用に相当の工夫が認められ、かつ、これによって他のプロジェクトへの波及効果・普及効果が期待されるもの。 等
 - 木造化・木質化に係る多様な用途、規模、立地に係る制限等にチャレンジする取り組みを評価する。
(例)
 - ・ 整備しようとする建築物の用途、規模等により、波及効果・普及効果が期待されるもの。
 - ・ 森林認証材の使用や木材利用に係る環境貢献度の「見える化」の導入など、木造化・木質化のメリット等を提示し、類似の取組を誘引する効果が期待されるもの。 等
- ②使用する材料や工法の工夫により整備コストを低減させるなどの、木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有する計画であること。
(例)
 - ・ 大規模建築物において一般流通材を使用するための設計上の工夫がなされ、コストの低減が図られているもの。

- ・地域の工務店等で対応可能な設計・施工技術を駆使することにより、特別なコストが抑えられた計画となっているもの。
- ・工場における効率的な生産や、現場での施工を容易にするための工夫がなされた汎用性の高い新規部材の採用により、普及が見込まれるもの。
- ・自治体や研究機関等の関係者と連携し、木材、木質建材の調達等のコスト面での課題解決に取り組むもの

③構造材又は内外装材に木材を一定以上使用するものであること。

- 1) 木造化の場合は、本事業の対象となる建築物について、その面積の過半部分の構造材に木材を使用すること
- 2) 木質化の場合は、以下の a 又は b のいずれかを満たすこと
 - a. 本事業の対象となる建築物について、その面積の過半部分の床を木材による内装仕上げとするとともに、当該部分の壁又は天井をできる限り木材による内装仕上げとすること
 - b. 本事業の対象となる建築物について、その外壁の見付面積の過半の部分を木材による外装仕上げとすること

※「建築物」とは原則として一の建築物全体を指すが、次の要件を満たす場合は「建築物の部分」と読みかえることができる。

- ・本事業の対象となる「建築物の部分」とその他の部分とが別棟あるいは構造形式が異なる場合（例えば、下階がRC造で上階が木造や、屋根架構が木造でその他がRC造）など、明確に切り分けられるものであること。
- ・補助金の算定のため対象となる「建築物の部分」と対象外となる部分の設計費、建設工事費が明確に切り分けられること。

※ 2) a. において、用途により、床を木質化することがなじまない建築物については、木材による内装仕上げとする範囲を、その面積の過半以上の天井と、当該部分の壁のできる限りの範囲とすることができる。

④建築基準法令上、構造・防火面の特段の措置を必要とする下記 1) 又は 2) に掲げる規模以上のものであること。

- 1) 木造化については、以下のいずれかを満たすこと
 - ・防火・準防火地域：延べ面積が 500 m² を超えるもの又は階数が 3 以上であるもの
 - ・上記以外の地域：延べ面積が 1, 000 m² を超えるもの又は高さが 13m を超え、若しくは軒高が 9m を超えるもの
- 2) 木質化については、以下のいずれかを満たすこと
 - ・階数が 3 以上の場合：延べ面積が 500 m² を超えるもの
 - ・階数が 2 の場合：延べ面積が 1, 000 m² を超えるもの
 - ・階数が 1 の場合：延べ面積が 3, 000 m² を超えるもの

⑤木造化・木質化に関し、多数の利用者等への普及啓発を積極的に行うこととしていること、又は木造化・木質化に関する設計・施工の技術・ノウハウを積極的に公開すること。

(例)

- ・内覧会や地域のイベントに使用する等、施設を一般に公開することが計画されているもの
- ・自社のホームページや自ら発行する広報誌等により積極的に外部発信を行うことが計画されているもの
- ・建築物の規模、立地、公共施設や商業施設等用途の性格上、多数の者の目に触れるもの。

⑥平成28年度に事業に着手するものであること。

平成28年度中に、実施設計又は建設工事等の補助対象の事業に着手し、補助対象の出来高が発生するものを対象とします。ただし、事業の採択時点で、すでに着手している実施設計及び建設工事等は、原則として対象になりません。

※補助対象となる実施設計及び建設工事等については、採択通知日以降の着手とする必要があります。

※今回の募集に係る事業提案につきましては、平成28年12月上旬頃に採択を行う予定です。よって採択通知日以降に着手し、平成29年2月末までに出来高が発生するものを対象としております。

2. 2 対象事業者

本事業に応募することができる事業者は、2. 1の要件を満たす事業を行う者（地方公共団体を含む、建築物の建築主等）となります。

応募した事業提案が採択された場合、3. 3に示す内容に従って補助金の交付に係る手続きを行い、事業を実施していただくこととなります。したがって、具体的実施体制が確保されていないアイデアのみの提案や事業を実施する予定のない評価のみを目的とした提案は受けられません。

補助を受ける者は、原則として事業提案を行い、採択を受けた建築主となりますが、事業提案や諸手続において、建築主と書面による代理契約を交わした者が関係者として実務を遂行することを排除しません。

※過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、本規定第13（交付決定の取り消し）に相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む）の本補助金への申請を原則として制限されます。

本補助金の申請にあたっては、申請の制限に係る事案の有無等を様式2. に記入下さい。補助金の交付後に、当該申告の内容に虚偽等が存することが判明した場合には、本補助金の返還（補助金の交付から返還時までの法定利息に係る分を含む）を求めることがあります。

2. 3 補助金の額

補助金の交付対象となる費用（国費）は、次に掲げるものとします。なお、審査の結果によっては、応募申請額を下回る額で採択をさせていただく場合があります。

①調査設計計画費

建築物の調査設計計画費のうち、先導的な木造化・木質化に関連する費用の1/2の額のうち、国土交通省が認める費用を対象とします。

なお、設計のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、木造化・木質化と無関係な一般的な設計費の部分は対象外です。

②建設工事費

木造化・木質化に関する先導的な設計・施工技術を導入した場合の工事費と、当該設計施工技術を導入しない場合の工事費の差額（以下、「掛かり増し費用相当額」という。）の1/2の額のうち、国土交通省が認める費用を対象とします。ただし、掛かり増し費用相当額の1/2の額の算定に当たっては、建設工事費の15%、木質化のみの場合については建設工事費の3.75%の額とすることができるものとします。なお、2.1.③で本事業の対象を「建築物の部分」とする場合は、「建築物の部分」以外の建設工事費については補助対象外となります。

③ 附帯事務費

本事業の対象となる木造・木質化プロジェクトについて普及啓発を行うために必要となる経費の実績額に基づいて、上記①と②の補助額（国費）の2.2%以内の額を、附帯事務費（人件費、旅費、一般管理費等）として補助します。

2. 4 審査に必要な書類

①事業の概要

プロジェクトの全体概要を記載してください。

②木造化・木質化の取り組み内容

本事業へ提案する木造化・木質化の取り組み内容について、今回行う新しい取り組みについて記載してください。

③事業計画

補助対象となる費用の算出にあたっての計算書と年度別の建設工事費等の事業計画を示してください。

2. 5 複数年度にまたがる事業に対する補助

複数年度にまたがる事業については、予め各年度の計画を提出していただき、原則として補助対象部分についての出来高に応じ、各年度に補助を行います。平成28年度は、平成28年度中に事業が行われた部分について補助を行います。

次年度以降の工程分については、次年度以降の予算が認められた場合、その範囲内で優先的に補助金を交付することとなります。

2. 6 留意事項

2. 6. 1 消費税等について

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象費用は、消費税を除いた額としてください。

2. 6. 2 他の補助金等との併用について

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の受給対象となっている事業は補助の対象となりませんが、補助対象となる部分を明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象となり得ます。

3. 事業の実施方法

本事業は、事業提案と補助金交付申請の二段階の手続きを経て行われます。

3. 1 手続き

(1) 事業提案

国土交通省が民間事業者等に対して事業提案を公募します。応募のあった事業提案について、3. 2のとおり、評価委員会の評価を受けて、国土交通省が採択プロジェクトを決定します。

(2) 補助金交付申請

採択プロジェクトについては、採択通知日以降に着手することができますが、補助金を受けるためには、定められた時期に補助金交付申請を行うとともに、毎年度末及び事業終了時に実績報告を行っていただく必要があります。

3. 2 審査

3. 2. 1 審査手順

事業提案の評価は、学識経験者からなる「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）

評価委員会」（以下、「評価委員会」という。）において行われます。

委員会の議事録は非公開とし、審査に関する問合せには応じることができませんので、あらかじめご了承ください。

審査にあたっては、事業提案の内容が、2. 1に示す事業の要件を満たしているか等について提案申請書等を基に審査するとともに、必要に応じてヒアリング審査を行い、評価を行います。

提案申請書の内容等に不明確な部分等がある場合には追加説明書の提出を求めることがあります。この追加説明書の提出が、期日までに行われなない場合は、審査の対象外となる場合があります。

なお、ヒアリング審査は、書面審査により選定されたプロジェクトについて、必要に応じて行います。このヒアリング審査に応じられない場合においても審査の対象外となる場合があります。

3. 2. 2 審査結果

評価委員会の評価を受けて、国土交通省が採択プロジェクトを決定し、応募者に通知するとともに、採択事業者名、プロジェクト名等をホームページ等で公表します。

補助対象となる実施設計及び建設工事等は、採択通知日以降の着手とする必要があるため、採択後にこれに違反していることが判明した場合は、採択が取り消されます。

3. 3 補助金の交付

審査結果の通知時に補助金交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交補助金付申請等の手続きを実施する必要があります。

3. 3. 1 補助金交付申請

補助金交付申請は、「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）評価・実施支援室」（以下、「支援室」という。）が定めた期間に行っていただきます。この補助金交付申請がなされない場合は、採択事業であっても補助金が交付されませんのでご注意ください。

3. 3. 2 交付決定

補助金交付申請を受けた後、以下の事項などについて審査し、交付決定を行います。交付決定の結果については、支援室より申請者に通知します。

- ・補助金交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・事業の内容が、募集要領の要件を満たしていること。
- ・国からの他の補助金等を受けている事業又は受ける見込みの事業でないこと。

3. 3. 3 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、支援室の承認を得る必要があります。

- ①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- ②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、支援室に速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、計画内容に変更が生じたことにより、採択されたプロジェクトと異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、計画変更により、採択時に構造・防火面で先導性を有すると評価された内容や2. 1に示す本事業の要件を満たさなくなるプロジェクトについては、交付決定を取り消すこととなりますので、ご注意ください。

なお、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますので併せてご注意ください。

3. 3. 4 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、採択時に別に指定する手続きに従い「実績報告書」を提出していただく必要があります。

支援室は、「実績報告書」を受領した後、補助金交付申請の内容に沿ってプロジェクトが実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。

平成28年度の事業については、支払いは、原則として平成28年3月下旬頃となる予定です。

支払いは、補助事業者指定された銀行等の口座に振り込むことにより行います。

3. 3. 5 複数年度にまたがる事業の場合

複数年度にまたがる事業の場合には、次のとおりとなります。

- (1) 提案時に付した年度計画に従い、初年度の補助金交付申請を3. 3. 1～3. 3. 4に準じて実施します。補助金交付申請時における初年度の工事費用等が事業提案時と異なる場合には、当該年度計画を再度見直したうえで、補助金交付申請をする必要があります。
- (2) 次年度以降については、改めて評価委員会の評価を受ける必要はありません。また、初年度の交付決定通知書に定める補助金交付申請手続きに沿って、毎年度補助金交付申請を行う必要があります。
- (3) (1)に示す年度計画を途中で変更する場合には、速やかに支援室と協議を行っていただく必要があります。

3. 4 事業中及び事業完了後の留意点

3. 4. 1 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、10年以内に国土交通大臣の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。なお、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

3. 4. 2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、補助金交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

3. 4. 3 普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力

補助を受けた者は、シンポジウムの参画等の普及啓発に協力していただくことがあります。また、補助期間終了後、建築物における木造化・木質化に関する調査・評価のために、事後のアンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

3. 4. 4 情報提供

補助を受けた者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供に努めることとします。

3. 4. 5 その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府令・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省住総発 172 号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付国住総第 37 号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成 20 年 12 月 22 日付国住総第 67 号住宅局長通知）
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 9 日付国住生第 87 号）
- 十一 その他関連通知等に定めるもの

4. 情報の取り扱い等について

4. 1 情報の公開・活用について

(1) プレス発表等について

採択されたプロジェクトについてはプロジェクト名、提案者名、事業概要等をプレス発表し、併せて国土交通省のホームページに掲載します。

(2) 事業成果等の公表

普及促進を目的に建築物の木造化・木質化について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等にプロジェクトの内容等に関する情報を使用することがあります。

4. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

又、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

5. 応募方法

5. 1 公募期間

平成28年8月31日（水）～平成28年10月21日（金） 必着

5. 2 問い合わせ先、資料の入手先、提出先

募集要領・応募様式は下記のホームページからダウンロードして下さい。

本事業の内容や申請に際してご不明な点等ございましたら、評価・実施支援室までご連絡ください。なお、質問・相談につきましては、原則として電話にてお願いいたします。

（応募書類の提出先・問い合わせ先）

〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-19 アドレスビル5階

一般社団法人木を活かす建築推進協議会 内

サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）評価・実施支援室

TEL：03-3588-1808

受付：月～金曜日（祝日を除く）9：30～17：00

ホームページ：<http://www.sendo-shien.jp/28/>

5. 3 提出方法

宅配等又は持参とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で受け取りを確認できる方法で提出してください。

送付時は、必ず宛先に「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型） 応募書類在中」と記入してください。

（応募書類の差し替えは、原則としてできませんので、ご注意下さい。）

6. 提出書類

事業提案をしようとする者は、公募期間中に、提出書類一覧表に従い、必要部数を揃えて提出してください。

提出書類一覧表

区分	書類名	必要部数
1) 提案申請書	①提案申請書【様式1】	5部
2) 応募図書	②提案概要【様式2】 ③補助事業の実施体制図【様式3】 ④建築概要【様式4】 ⑤プロジェクトの全体概要【様式5】 ⑥木造化・木質化の取り組み内容【様式6】 ⑦事業計画【様式7】 ⑧木造化・木質化による掛かり増し費用相当額及び他の補助事業への申請状況【様式8】 （「比較設計方式」により補助額を計上した場合のみ提出） ⑨補助対象事業費算定表（計算書）【様式9】 ⑩上記⑨の根拠となる事業費の内訳書	（正1部、正のコピー4部）
3) CD-R	上記①～⑩の応募書類の電子ファイルを格納したもの	1部

※ 注意事項

- 1) 各応募書類は、片面印刷としてください。
- 2) 各応募書類はA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をクリップ留めしてください。
（ホチキス留めはしない。）
- 3) 提出書類にはページをふってください。（各ページの下部）
- 4) 電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、MicrosoftWord2000以降のバージョン形式又はPDF形式としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。
- 5) 応募書類について、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、当該応募を原則無効とします。
- 6) 応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

※ 本補助金で補助の対象とならない費用（品目・項目）の例としては次のようなものがあります。なお、判断に迷うものがあれば支援室までご相談ください。

- 1) 基本設計、確認申請、工事監理、積算、設備設計等の費用
- 2) 補助事業者と当該補助事業の実施により雇用関係が生じる者に対する給与、退職金、賞与等の各種手当等の費用
- 3) 補助事業に関係のない会合等への参加費、宿泊交通費
- 4) 解体、地中埋設物処理、当該建築物と一体でない擁壁、整地、駐車場整備、門扉、塀、庭石などの外構工事の費用
- 5) 電波障害対策工事、浄化槽の屋外排出配管、公共配管から対象建築物に至る配管工事費等の費用
- 6) 当該建築物と一体でない家具、調度品、絨毯、カーテン等の製作・購入又は借用のための費用
- 7) 設備機器のうち当該建築物に固定されないもの（電話機、O A 機器、冷暖房機器等）及び当該建築物が竣工した後に据え付け可能なもの（ストーブ、消費電力表示パネル等）の購入・設置のための費用
- 8) 土地購入、不動産借入、水道分担金、式典（地鎮祭、上棟式、竣工式等）等の費用